

平成20年10月10日
学 長 裁 定

長崎大学研究奨励金制度実施要領

(目的)

第1条 研究奨励金制度は、特別研究奨学生の名を授与された長崎大学（以下「本学」という。）大学院学生に対し、指導教員のもとに主体的に研究課題等に取り組む機会を与え、必要な資金を研究奨励金として支給し、もって、世界で通用する研究者育成を視野に入れた若手人材の自立促進を支援することを目的とする。

(名称の授与)

第2条 特別研究奨学生の名前は、学長がこれを授与する。

(資格)

第3条 特別研究奨学生は、次のいずれかの研究科又は学環に在学する大学院博士・博士後期課程（5年一貫制の第1年次及び第2年次に相当する者を除く。）の学生から採用する。ただし、当該大学院博士・博士後期課程の標準修業年限を超えて在学している学生については、原則として採用しない。

- (1) 多文化社会学研究科
- (2) 経済学研究科
- (3) 工学研究科
- (4) 水産・環境科学総合研究科
- (5) 総合生産科学研究科
- (6) 医歯薬学総合研究科
- (7) 熱帯医学・グローバルヘルス研究科
- (8) プラネタリーヘルス学環

(研究専念義務)

第4条 特別研究奨学生は、研究計画書（別記様式第1号。以下同じ。）に基づき研究に専念しなければならない。

(期間)

第5条 特別研究奨学生の給付期間は、1年以内とし、その期間は採用の日の属する事業年度を超えることはできない。

(申請)

第6条 特別研究奨学生を申請する者は、本学が指定する書類を添えて研究計画書を所属する研究プロジェクトの研究代表者に提出しなければならない。

- 2 研究プロジェクトの研究代表者は、前項の申請希望者を特別研究奨学生として推薦する場合は、当該者が提出した研究計画書に自らが作成した採用計画書(別記様式第2号)を添えて、研究科長又は学環長を経由して学長に提出しなければならない。

(選考基準)

第7条 特別研究奨学生の選考基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 研究活動に必要な専門的な資質及び能力を備えている者
- (2) 学業成績及び研究業績が優秀で、特別研究奨学生として研究に従事することにより、将来の研究活動の指導者となることが見込まれる者

(選考)

第8条 特別研究奨学生は、特に優れている者を区分Aとし、教学担当理事、研究担当理事、各研究科長及び学環長で組織する全学審査委員会において、その他の者を区分Bとし研究科又は学環の審査委員会において前条の基準により選考する。

但し、区分Aについては、最終学年の学生(当該年度中に最終学年に進級する秋入学者を含む)を対象とする。

(決定)

第9条 特別研究奨学生は、審査委員会の選考結果に基づいて学長が決定する。

(研究奨励金の給付)

第10条 研究奨励金の給付は、次の各号に掲げるいずれかの支給区分に従って金額を決定し、研究期間に応じて月額を毎月支給する。

- (1) A 月額10万円
- (2) B 月額 5万円

(給付の停止・終了)

第11条 特別研究奨学生が休学の許可を受けて研究に従事しないこととなったときは、休学当月の翌月(休学の開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月(大学院学則第7条の規定により後期の開始日が10月1日前となる場合で当該後期の開始日に復学するときは復学当月)まで、研究奨励金の給付を停止する。

- 2 特別研究奨学生が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、事由の発生した月で研究奨励金の給付を終了する。

- (1) 大学院修了の認定を受けて研究に従事しないこととなったとき

- (2) 死亡したとき
- (3) 退学したとき
- (4) 研究奨励金の給付を辞退したとき

(決定取り消し)

第12条 特別研究奨学生が採用ののち研究奨励金の給付を受ける前に第3条に掲げる資格を失った場合又は次の各号の一に該当すると認められる場合は、学長は、審査委員会の議を経て特別研究奨学生の決定を取り消すことができる。

- (1) 学則の規定により懲戒処分を受けたとき
- (2) その他特別研究奨学生として不適格であると学長が認めたとき

(研究奨励金の返還)

第13条 特別研究奨学生が研究奨励金の給付を受けた後に前条各号の一に該当すると認められる場合は、学長は審査委員会の議を経て、研究奨励金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- 2 前項において研究奨励金の返還を求められた特別研究奨学生は、定められた期限までに研究奨励金の全部又は一部を返還しなければならない。

(オリエンテーション等)

第14条 研究プロジェクトの研究代表者は、事前に当該研究プロジェクトに関する適切なオリエンテーションを行うとともに、特別研究奨学生からの意見聴取及び継続的かつ適切な指導・助言を行わなければならない。

(報告書の提出)

第15条 研究プロジェクトの研究代表者は、毎年度末日までにその年度に採用した特別研究奨学生について、別に定める様式により実施報告書を作成し、提出しなければならない。

(事務)

第16条 特別研究奨学生に関する事務は、学生支援部教育支援課において行う。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、特別研究奨学生の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この実施要領は、平成20年10月10日から施行し、平成20年10月1日から適用

する。

この実施要領は、平成20年12月2日から施行する。

附 則

- 1 この実施要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 生産科学研究科は、改正後の国立大学法人長崎大学基本規則の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の例による。

附 則

この実施要領は、平成24年11月22日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この実施要領は、平成30年5月21日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この実施要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和5年4月19日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この実施要領は、令和6年5月30日から施行する。